

金沢市環境保全条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 趣旨

金沢市環境保全条例施行規則では、金沢市環境保全条例第 50 条の規定による勧告の対象となる土壌の汚染の基準として特定有害物質の種類、溶出量等を定めています。この本市の基準について、国の法令（土壌汚染対策法施行令及び同法施行規則）の改正に準じた改正を予定しています。

2 改正の内容

金沢市環境保全条例施行規則別表第 4 に記載する特定有害物質及び溶出量基準を次のとおり改正します。

改正前		改正後		変更の内容
特定有害物質の種類	溶出量に関する基準	特定有害物質の種類	溶出量に関する基準	
		<u>クロロエチレン</u> (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	<u>検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。</u>	特定有害物質の追加
1, 1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)	検液 1 リットルにつき <u>0.02</u> ミリグラム以下であること。	1, 1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)	検液 1 リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム以下であること。	基準値の変更
<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。	<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。	特定有害物質の追加

3 施行日

平成 31 年 4 月 1 日（予定）